

第1章 計画の策定

1. 計画策定の趣旨

わが国の社会情勢、経済情勢は大きく変動し、急速な少子高齢化が進み、定住人口が減少傾向にあり、柳川市もその例外ではありません。こうした中、交流人口を増やし、地域経済の活性化を図っていく施策として観光振興が注目されています。国では、経済波及効果や雇用創出効果が高いことから、観光を日本のリーディング産業として位置づけ、国を挙げて「観光立国」へ向けた取組みが進められています。地域でも観光産業に対する期待が高まる中で、地域の人々が地域固有の自然や文化資源を持続的に利用することで、地域主導で創出する持続可能な観光^(注1)が求められています。

観光の形態が団体旅行から個人・グループ旅行へ、十人十色から一人十色の観光へと変化し、目的も単なる物見遊山的なものではなく、交流、体験、学びへと多様化しています。地域の歴史や文化に触れ、地域住民と交流し、触れ合うことを求めている観光客に対し、地域の魅力をいかに磨き、発信できるかが問われる時代となっています。

本市には、平成17年3月に1市2町が合併したことによって、多種多様な観光資源が点在しています。柳川の知名度を活かし、観光魅力の面的拡がりを持った新たな観光地域づくりが急務となっています。地域イメージをどのように向上させ、活性化につなげるかは、地域の将来にかかわる重要課題です。観光振興は単に観光関係者のみの問題ではなく、あらゆる地場産業がかかわる裾野の広い取り組みが必要とされます。また、ホスピタリティ^(注2)あふれる観光地とするためには市民との協働が不可欠です。

このようなことから本市は、観光振興を地域づくりの柱として推進していくために、今後地域として目指すべき観光とはどのようなものなのかを明確にし、観光地域づくりを計画的・戦略的に展開し、地域の活性化を図ることを目的として観光振興計画を策定します。

(注1) 持続可能な観光とは、観光客、観光産業、地域住民がお互いの立場を尊重しつつ、自然・環境との融和をはかる観光を意味します。

(注2) ホスピタリティとは、訪問者を手厚くもてなし、歓待、厚遇をすることを言います。

2. 計画の位置づけ

『柳川市観光振興計画』は、本市の最上位計画である「第1次柳川市総合計画」の分野別計画として位置づけます(図1)。また、他の分野別計画との整合性を図ります。

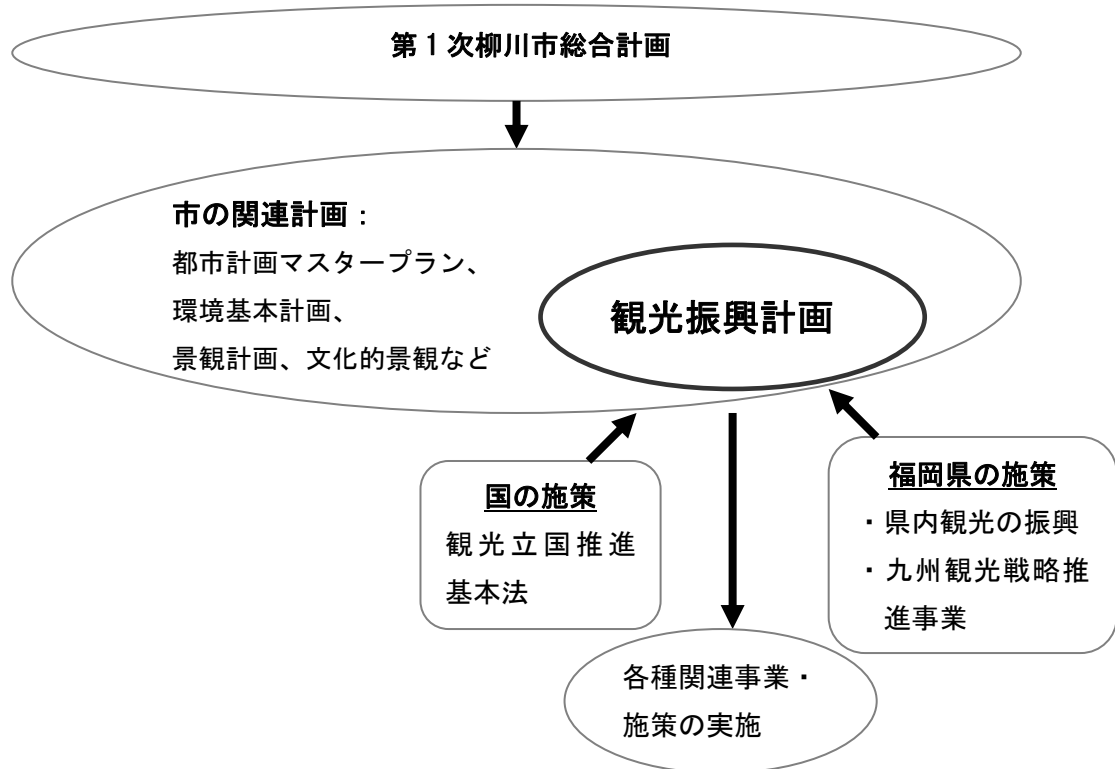


図1 観光振興計画の位置づけ

3. 計画期間 (平成21年度～平成30年度)

柳川市観光振興計画の期間を平成21年度から平成30年度とし、その中で短期計画を22年度までの2年間、中期計画を25年度までの5年間、長期計画を30年度までの10年間と定めます。短期、中期計画がそれぞれ終了する年度末に見直しを行います。

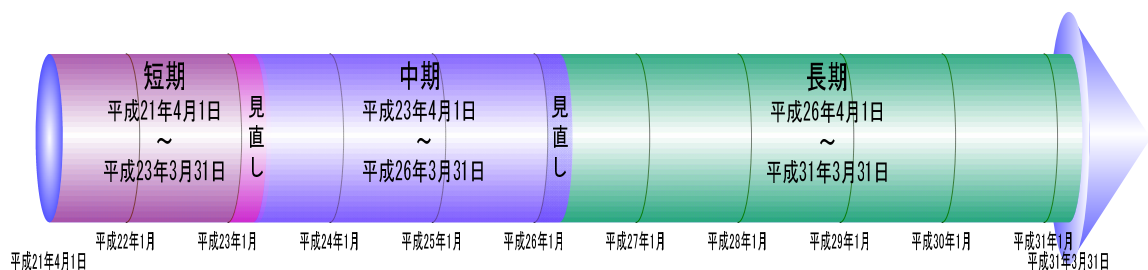


図2 観光振興計画の期間